

宮城県公報

宮 城 県
行 政 組 織 規 則 一 部 改 正 規 則
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

○手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

告 示

○生活保護法による医療機関の指定

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出

○生活保護法による施術者の指定

○生活保護法による指定施術者の廃止の届出

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者)

○保安林の指定施業要件の変更の予定(三件)

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

正 誤

○宮城県公報第二九三八号(平成三十年三月二日付け)中

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十五日

○宮城県規則第九十七号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

行政組織規則の一部を改正する規則

第一条 行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第六十三条第八項総務部の分掌事務の項第二十五号及び第二十六号中「東部地方振興事務所及び気仙沼地方振興事務所に限る」を「大河原地方振興事務所及び仙台地方振興事務所を除く」に改め、同条第九項総務部の分掌事務の項中第二十五号を第二十七号とし、第二十四号を第二十六号とし、第二十三号の次に次の二号を加える。

二十四 収入証紙の受払いに関する事(登米地域事務所に限る)。

二十五 収入印紙の取得、管理及び処分に関する事(登米地域事務所に限る)。

第二条 行政組織規則の一部を次のように改正する。

第六十三条第八項総務部の分掌事務の項第二十五号及び第二十六号中「大河原地方振興事務所及び」を削る。

附 則

この規則中第一条の規定(第六十三条第八項総務部の分掌事務の項第二十五号及び第二十六号の改正規定を除く)は平成三十年十月一日から、第一条の規定(第六十三条第八項総務部の分掌事務の項第二十五号及び第二十六号の改正規定に限る)は同年十一月一日から、第二条の規定は同年十二月一日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成三十年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十八号

手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

手数料条例の一部を改正する条例(平成三十年宮城県条例第十号)附則ただし書に規定する規定のうち手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)第二条第一項の表二百九十六の項の次に次のように加える改正規定の施行期日は、平成三十年十月一日とする。

告 示

○宮城県告示第八百七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む)の規定により、医療機関

として次のとおり指定した。

平成三十年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さいとう歯科クリニック	富谷市成田四丁目十九ー三 アスールコート百二、百三号室	平成三十年九月一日

○宮城県告示第八百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成三十年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
浜吉田駅前内科	巨理郡巨理町吉田字大谷地七十二ー七百三十六	平成三十年七月二十四日

○宮城県告示第八百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成三十年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指 定 年 月 日
水戸 秀二	からだ元気治療院名取岩沼店	岩沼市桜五丁目四ー五 百二号	平成三十年八月二十四日

○宮城県告示第八百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二（中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成三十年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	廃 止 年 月 日
菅原 賢	かがの整形外科	登米市中田町石森字加賀野一丁目九ー二十九	平成三十年六月九日

○宮城県告示第八百七十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第八十五条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区 域	区 分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
七ヶ浜町区域（宮城県漁業協同組合の七ヶ浜支所のうち吉田浜の区域）	総トン数二十トンの漁船により主として刺網を用いて行う漁業	平成三十年九月十二日	宮城県七ヶ浜町吉田浜字大豆沢三一ー一 鈴木 政志 宮城県七ヶ浜町吉田浜字前塚二十七ー一 佐藤 弘	漁業災害補償法施行令（昭和二十九年政令第二百九十三号）第六条に規定する漁業	三人

○宮城県告示第八百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
塩竈市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び塩竈市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第八百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第八百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）、東松島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）、東松島市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに関係市役所及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成三十年九月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 女川原子力発電所周辺環境放射線監視システム改修業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部原子力安全対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 平成三十年九月六日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士電機株式会社東北支社 仙台市青葉区一丁目九番一号
- 五 契約金額 五千四百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第二項第二号該当

正 誤

○宮城県公報第二九三八号（平成三十年三月二日付け）中

ページ 四 下 段 行 後ろから二

正 平成三十年三月二日

公布の日

誤